

三木町告示第164号

三木町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月17日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第24号

三木町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三木町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年三木町規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「25,700を超える額」を「28,000を超える額」に改める。

附 則

この規則は令和8年10月1日から施行する。